

「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」（以下「本協議会」という。）と称し、英文では、“Digital Content Use Promotion Conference”と表示する。

(目的)

第2条 本協議会は、高度に進んだデジタル化・ネットワーク化に対応したデジタル・コンテンツの利用促進策の策定が我が国の喫緊の課題であることから、具体的な法制度等（以下「本利用促進策」という。）について幅広い議論を早急に深め、もって、我が国が世界最先端のコンテンツ大国となることの実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 本利用促進策に関する意見の交換及び協議
- (2) 本利用促進策に関する政策提言
- (3) その他本協議会の目的を達成するのに必要な活動

第2章 会員

(会員の種類)

第4条 本協議会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 個人会員 : 本協議会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人・団体会員 : 本協議会の目的に賛助して入会した法人及び団体

(入会)

第5条 会員として入会しようとするものは、役員会に申し込み、その承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会員は、本規約で定める年会費を納めるものとする。

2 年会費は、個人会員5000円、法人・団体会員5万円(1口)とする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員は、役員会が別に定める退会届を事務局長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 本協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が会員の資格を喪失した場合、本協議会は、既に会員が納入した会費その他の抛出金品を返還しない。

第3章 役員等

(役員及び監事)

第11条 本協議会に次の役員及び監事を置く。会長及び副会長については総会で選任し、事務局長は会長が、監事は事務局長が選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 1名

(職務)

第12条 会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、会長、副会長を補佐し、日常の業務を処理する。

4 監事は、会計及び本協議会の業務執行の状況を監査する。

(任期)

第13条 役員及び監事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(特別顧問・顧問)

第14条 本協議会に、若干名の特別顧問・顧問を置くことができる。

2 特別顧問・顧問は、外部有識者の中から、会長が委嘱する。

第4章 会議

(会議)

第15条 本協議会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第16条 総会は、個人会員及び法人・団体会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集するものとし、毎年1回開催するほか、役員会が必要と認めた場合に開催するものとする。但し、個人会員及び法人・団体会員総数の半数以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったときは、会長は、総会を招集しなければならない。

3 総会は、会長が議長となるものとし、その議事は、出席会員の過半数をもって決する。但し、本規約を変更するには、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を得

なければならない。

4 総会に出席しない会員は、書面又は電子メールにより、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。

5 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 本規約の変更
- (2) 解散
- (3) 会長及び副会長の選任
- (4) 収支決算
- (5) 解散時の残余財産の帰属
- (6) その他役員会が付議する必要があると認めた事項

(役員会)

第17条 役員会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。監事は、役員会に出席することができる。

2 役員会は、会長が招集するものとし、会長が必要と認めたとき又は役員総数の半数以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったときに、開催するものとする。

3 役員会は、会長が議長となるものとし、その議事は、出席役員過半数をもって決する。

4 役員会に出席しない役員は、書面又は電子メールにより、他の出席役員にその議決権の行使を委任することができる。

5 役員会は、本規約に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第5章 会計

(会計)

第18条 本協議会の経費は、本規約第6条により定めた会費その他をもって支弁する。

2 本協議会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

3 収支決算は、毎会計年度毎に監事による監査を経た後、役員会及び総会の承認を得るものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第19条 本協議会に、事務を処理するため事務局を設けることができる。

2 事務局員は、事務局長が任免する。

第7章 細則

(細則)

第20条 本規約の施行について必要な細則は、役員会がこれを定めることができる。

附則

1 本規約は、本協議会の成立の日から施行する。

2 本協議会の設立当初の役員及び監事の任期は、第13条の規定にかかわらず、本協

議会成立の日から平成21年8月31日決算に係わる総会が開催される月の末日までとする。

3 本協議会の設立当初の会計年度は、第18条第2条の規定にかかわらず、本協議会の成立の日から平成21年8月31日までとする。